

総合事業移行による訪問介護・通所介護サービスについて
(最 終)

平成29年2月

能登町健康福祉課

1. 訪問型サービスの基準及び単価について（最終）

名称		①介護予防訪問型サービス	②介護予防いきいきヘルプサービス
1	国の類型	現行相当サービス	訪問型サービスA
2	サービス内容	身体介護及び生活援助	生活援助のみ
3	対象者	要支援認定者、事業対象者	事業対象者
4	人員基準※	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者 常勤・専従1以上 <small>（支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。）</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者 専従1以上 <small>（支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。）</small>
		<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護員等 常勤換算 2.5 以上 <small>（介護福祉士又は介護職員初任者研修等修了者）</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・従事者 1以上必要数 <small>（介護福祉士又は介護職員初任者研修等修了者）</small>
		<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者 40 人に 1 人以上 <small>（介護福祉士、実務者研修修了者、3 年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者）</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問事業責任者 従事者のうち 1 以上必要数
5	設備・運営基準	必要な設備、個別サービス計画の作成 等	同左（個別サービス計画は必要に応じて作成）
6	サービス単位	<p><u>1 回あたりの単価を導入</u>（サービス提供時間は現行相当） <u>定期利用において月 4 回、8 回、12 回を超える場合は、それぞれ月あたり単価を採用する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・要支援 1・2、事業対象者 266単位/回 <small>（1 回/週程度、月 4 回まで）</small> ・要支援 1・2、事業対象者 1, 168単位/月 <small>（1 回/週程度、月 4 回を超える場合）</small> ・要支援 1・2、事業対象者 270単位/回 <small>（2 回/週程度、月 5～8 回まで）</small> ・要支援 1・2、事業対象者 2, 335単位/月 <small>（2 回/週程度、月 8 回を超える場合）</small> 	<p><u>1 回あたりの単価を導入</u>（サービス提供時間は1時間）</p> <p style="text-align: center;">200単位（1 回/週）</p>

6	サービス単位	・要支援 2、事業対象者 285単位/回 (3回/週程度、月9～12回) ・要支援 2、事業対象者 3,704単位/月 (3回/週程度、月12回を超える場合) ※ただし、現在要支援2で週3回利用していて要支援認定を未更新で事業対象者になった場合は、そのまま週3回利用が可能。	
	1単位あたりの単価	10円(介護給付と同様)	同左
8	加算	初回加算、介護職員処遇改善加算等(現行相当)	なし
9	利用者負担	介護給付の利用者負担割合と同じ	介護給付の利用者負担割合と同じ

※介護給付サービスと現行相当サービス又は緩和した基準によるサービスを一体的に実施する場合

- ・要介護者及び要支援者に対する基準を満たすことにより緩和したサービスの基準を満たすこととみなす。

【報酬算定の例】

(例1) 要支援1で週1回程度の利用に対し、1ヶ月に4回サービスを提供した。

→ 266単位×4回。

(例2) 要支援1で週1回程度の利用に対し、1ヶ月に5回サービスを提供した。

→ 1,168単位。

(例3) 要支援2で週2回程度の利用に対し、1ヶ月に8回サービスを提供した。

→ 270単位×8回。

(例4) 要支援2で週2回程度の利用に対し、1ヶ月に9回サービスを提供した。

→ 2,335単位。

(例5) 要支援2で週2回程度の利用に対し、1ヶ月に8回サービスを提供予定であったが、体調不良により3回の提供となった。

→ 270単位×3回。

2. 通所型サービスの基準及び単価について（最終）

名称		①介護予防通所型サービス	②介護予防いきいきデイサービス
1	国の類型	現行相当サービス	通所型サービスA
2	サービス内容	現行の介護予防通所介護に相当するサービス (専門的な機能訓練等)	体操やレクリエーション等による 介護予防のための通所型サービス
3	対象者	要支援認定者、事業対象者	事業対象者
4	人員基準※	・管理者 常勤・専従1以上 (支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。)	・管理者 専従1以上 (支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。)
		・生活相談員 専従1以上	なし
		・看護師又は准看護師 専従1以上	なし
		・介護職員 利用者15人まで1人 15人を超える場合は利用者5人に対し1人を加えた数以上	・従業者 利用者15人まで1人 15人を超える場合は利用者10人に対し 1人を加えた数以上
		・機能訓練指導員 1人以上	なし
5	設備・運営基準	・食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上)、 静養室、事務室、相談室 ・個別サービス計画の作成	・サービスを提供するために必要な広さ (3㎡×利用定員以上) ・必要に応じ、個別サービス計画の作成
6	サービス単位	<u>1回あたりの単価を導入</u> (サービス提供時間は現行相当) <u>定期利用において月4回、8回、12回を超える場合は、それぞれ月あたり単価を採用する。</u> ・要支援1、事業対象者 378単位/回 (1回/週程度、月4回まで) ・要支援1、事業対象者 1,647単位/月 (1回/週程度、月4回を超える場合)	<u>1回あたりの単価を導入</u> (サービス提供時間は5時間以上) 320単位 (1回/週) ※食材料費は実費

6	サービス単位	・要支援 2、事業対象者 389単位/回 (2回/週程度、月8回まで) ・要支援 2、事業対象者 3,377単位/月 (2回/週程度、月8回を超える場合) ※ただし、現在要支援 2 で週 2 回利用していて要支援認定を未更新で事業対象者になった場合は、そのまま週 2 回利用が可能。 ※食材料費は実費	
7	1 単位あたりの単価	10 円(介護給付と同様)	同左
8	加算	運動機能向上加算等・処遇改善加算(現行相当)	なし
9	利用者負担	介護給付の利用者負担割合と同じ	介護給付の利用者負担割合と同じ

※介護給付サービスと現行相当サービス又は緩和した基準によるサービスを一体的に実施する場合

- ・要介護者及び要支援者に対する基準を満たすことにより緩和したサービスの基準を満たすこととみなす。

【報酬算定の例】

(例 1) 要支援 1 で週 1 回程度の利用に対し、1 ヶ月に 4 回サービスを提供した。

→ **378 単位×4 回。**

(例 2) 要支援 1 で週 1 回程度の利用に対し、1 ヶ月に 5 回サービスを提供した。

→ **1,647 単位。**

(例 3) 要支援 2 で週 2 回程度の利用に対し、1 ヶ月に 8 回サービスを提供した。

→ **389 単位×8 回。**

(例 4) 要支援 2 で週 2 回程度の利用に対し、1 ヶ月に 9 回サービスを提供した。

→ **3,377 単位。**

(例 5) 要支援 2 で週 2 回程度の利用に対し、1 ヶ月に 8 回サービスを提供予定であったが、体調不良により 3 回の提供となった。

→ **389 単位×3 回。**

名称		③介護予防短期集中型通所サービス
1	国の類型	通所型サービスC
2	サービス内容	原則3ヶ月(必要に応じ6ヶ月) 日常生活上の支援のほか短期間の集中的な 運動器機能向上のための訓練を行う。
3	対象者	要支援認定者、事業対象者
4	人員基準	・管理者 専従1以上 (支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。)
		・従業者 利用者10人まで 2人 10人を超える場合は利用者5人に対し1人を加えた数以上 ・従業者のうち理学療法士又は作業療法士を1以上
5	設備・運営基準	・サービスを提供するために必要な広さ (3㎡×利用定員以上)、 ・個別サービス計画の作成
6	サービス単位	322単位 (1回:3時間以上) 377単位 (1回:5時間以上)
7	1単位あたりの 単価	10円(介護給付と同様)
8	加算	・入浴介助加算 50単位(1回) ・送迎減算(片道) 43単位(1回) ・ // (往復) 86単位(1回)
9	利用者負担	介護給付の利用者負担割合と同じ